

プレスリリース

令和 8 年 10 月 2 日
京 経 協 001849

一般社団法人京都経営者協会における労働時間管理の不備判明と是正措置実施について

一般社団法人京都経営者協会（以下「当協会」）において、労働基準法第 36 条に基づく時間外・休日労働に関する協定（以下、「36 協定」）が締結されていないまま、職員に対して時間外勤務命令が行われていた事実が判明いたしました。

10 月 1 日までに確認されている事実関係について、以下のとおりご報告申し上げます。

1. 事実関係

当協会において、京都下労働基準監督署からの検査を受けるにあたり、必要な規程や管理記録の調査を開始したところ、2017 年 4 月から 2020 年 9 月にかけて、また 2023 年 4 月から 2026 年 9 月まで 36 協定を締結しないまま時間外労働が行われていた事実が判明しました。現在、対象件数や影響範囲を含む事案の全容解明に向け、引き続き事実関係の調査を進めています。

協会として率先して労務コンプライアンスを発信すべき立場でありながら、このような不適切な事例が見過ごされていたことは極めて重い問題であり、会員企業の皆様をはじめ、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

2. 是正措置

当協会は本事案を受け、10 月 1 日に臨時理事会を開催し、本事案に対する認識をし、以下の是正措置を全会一致で決議するとともに、即日 36 協定（一般条項）を締結・届出いたしました。

- ・労働者代表の適正な選出および 36 協定の締結・届出
- ・労働時間管理の実態調査の継続
- ・労働時間の客観的把握体制、時間外勤務命令手続、月次報告制度の整備
- ・コンプライアンス体制の見直し

稟議規程の遵守徹底、内部監査の強化、管理職向け労務コンプライアンス研修の実施、懲罰規程の制定

これらの措置を速やかに実行し、協会としてのガバナンスと内部統制を抜本的に見直すことにより、今後、二度とこのような不適切な事案が起こることがないように、再発防止に向けた体制整備を進めてまいります。

【会長コメント】

当協会において、7年以上にわたり36協定を締結しないまま時間外労働が行われていた事実が判明したことについて、会長として深くお詫び申し上げます。

労働基準法に基づく労使協定の締結は、企業を支援する立場にある当協会が率先して遵守すべき基本事項であり、その不備が長期間見過ごされてきたことは極めて重い問題だと認識しております。

会員企業の皆様並びに、関係者の皆様にご心配をおかけしていることに対しても、重ねてお詫び申し上げます。

本事案は、協会のガバナンス不全や、内部統制が機能していない事を示しており、そして何より職員が安心して働ける環境の在り方に関わる根本的な問題です。違反につながった事実関係を明らかにし、必要な是正措置を講じるとともに、組織運営の仕組みを一から再構築する覚悟で取り組んでまいります。

協会の信頼を回復し、会員企業の皆様に安心して活動いただけるよう、私自身、強い決意をもってガバナンス強化に取り組んでまいります。

【団体概要】

団体名：一般社団法人 京都経営者協会

所在地：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター6階

代表者：会長（代表理事） 廣江 敏朗

（株式会社 SCREEN ホールディングス 代表取締役 取締役会長）

設立：1946年3月（一般社団法人化：2019年7月1日）

会員数：451社（2025年3月31日現在）

事業内容：労働経営課題の調査研究、経営者育成、行政連携、中小企業支援 等

URL：<https://www.kyotokeikyo.or.jp>

連絡先 一般社団法人京都経営者協会

上林（かんばやし）専務理事

電話番号 075-205-5417

E-mail kambayashi-h@kyotokeikyo.or.jp